

表1 特別徴収（年金から天引きされる方）
における保険料の納め方

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	21年2月

表2 保険料の納期区分

①国民健康保険、国民健康保険組合に加入していた方

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収 (年金天引きの場合)	○		○		○		○		○		○	
普通徴収 (個人納付の場合)				○	○	○	○	○	○	○	○	

②健康保険などの被用者保険に被保険者本人として加入していた方

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収 (年金天引きの場合)				○	○	○	○		○		○	
普通徴収 (個人納付の場合)				○	○	○	○	○	○	○	○	

③健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収 (年金天引きの場合)							○		○		○	
普通徴収 (個人納付の場合)							○	○	○	○	○	



後期高齢者医療保険の保険料が特別徴収（年金からの天引き）の対象となる方に、「特別徴収開始通知書兼仮徴収額決定通知書」を送付します。

特別徴収（年金からの天引き）となる方は、4月以降6回の年金の支給時に、年金の受給額から保険料が徴収されます。

仮徴収とは、前年の所得が確定していないため、18年中の所得を基に仮算定し、4月・6月・8月に納めていただくものです。7月の本算定により、年間の保険料額が決定した後、年間保険料額から仮徴収額が年金受給額の2分の1を超える方は普通徴収になり

後期高齢者医療制度 保険料を特別徴収 （年金からの天引き）される方へ

ます。普通徴収の方には、7月に納付書を送付します。口座振替の申し込みは7月から受け付けとなります。

また、20年3月末日現在で健康保険組合、政府管掌保険および共済組合等の被用者保険に加入していた方のうち、被保険者本人であった場合、7月～9月は普通徴収となり、10月以降に特別徴収となります。被用者保険の被扶養者であった方は、9月までの半間は保険料が無料となり、10月以降均等割が9割軽減された額のみ納めていただくことになります（表2参照）。

制度内容等、詳細は電話または電子メールで広域連合お問合せセンター ☎0570・7846へ。

収分を差し引いた額を10月・12月・翌年2月の3回に分けて納めていただくこととなります（表1参照）。

特別徴収の対象とならない方（普通徴収）は、納付書や口座振替で納めていただくこととなります。年金額が年額18万円未満の方、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は普通徴収になります。

市内に住所があつて会社の健康保険等または、後期高齢者医療保険に加入していない方は、国民健康保険に必ず加入することになります。

会社を退職し、会社の健康保険を脱退したとき、または

会社を退職または会社に就職したら 国民健康保険の 加入・喪失の手続きを

会社に就職して会社の健康保険に加入したときは、保険年金課（市役所1階）で国民健康保険の加入・喪失手続きをしてください（下表を参照）。

会社を退職し、会社の健康保険を脱退したとき、または

会社に就職して会社の健康保険に加入したときは、保険年金課（市役所1階）で国民健康保険の加入・喪失手続きをしてください（下表を参照）。

会社を退職し、会社の健康保険を脱退したとき、または

会社に就職して会社の健康保険に加入したときは、保険年金課（市役所1階）で国民健康保険の加入・喪失手続きをしてください（下表を参照）。

会社を退職し、会社の健康保険を脱退したとき、または

会社に就職して会社の健康保険に加入したときは、保険年金課（市役所1階）で国民健康保険の加入・喪失手続きをしてください（下表を参照）。

会社を退職し、会社の健康保険を脱退したとき、または

会社に就職して会社の健康保険に加入したときは、保険年金課（市役所1階）で国民健康保険の加入・喪失手続きをしてください（下表を参照）。

会社を退職し、会社の健康保険を脱退したとき、または

会社に就職して会社の健康保険に加入したときは、保険年金課（市役所1階）で国民健康保険の加入・喪失手続きをしてください（下表を参照）。

会社を退職し、会社の健康保険を脱退したとき、または

会社に就職して会社の健康保険に加入したときは、保険年金課（市役所1階）で国民健康保険の加入・喪失手続きをしてください（下表を参照）。

会社を退職し、会社の健康保険を脱退したとき、または

会社に就職して会社の健康保険に加入したときは、保険年金課（市役所1階）で国民健康保険の加入・喪失手続きをしてください（下表を参照）。

会社を退職し、会社の健康保険を脱退したとき、または

会社に就職して会社の健康保険に加入したときは、保険年金課（市役所1階）で国民健康保険の加入・喪失手続きをしてください（下表を参照）。

会社を退職し、会社の健康保険を脱退したとき、または

会社に就職して会社の健康保険に加入したときは、保険年金課（市役所1階）で国民健康保険の加入・喪失手続きをしてください（下表を参照）。

会社を退職し、会社の健康保険を脱退したとき、または

会社に就職して会社の健康保険に加入したときは、保険年金課（市役所1階）で国民健康保険の加入・喪失手続きをしてください（下表を参照）。

会社を退職し、会社の健康保険を脱退したとき、または

086・519へ問い合わせてください。

※個人情報を含む内容にはお答えできません。あらかじめご了承ください。

◆広域連合お問合せセンター
メールアドレス
call@tokyo-kouikicenter.jp

国民健康保険への加入・喪失・変更に必要な書類

手続きが必要なとき		加入・喪失・変更の際に必要な書類等
国保に入る場合	市に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑（認め印）
	会社の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書等）、印鑑（認め印）、被保険者証（世帯主に変更があるとき）
	会社の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた証明書、印鑑（認め印）、被保険者証（世帯主に変更があるとき）
	子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳、世帯主主義口座番号の分かるもの、印鑑（認め印）
	生活保護を廃止するようになったとき	生活保護廃止決定通知、印鑑（認め印）
国保をやめる場合	市から転出するとき	被保険者証、印鑑（認め印）
	会社の健康保険に入ったとき、また、被扶養者になったとき	国保と会社の両方の被保険者証、印鑑（認め印）
	死亡したとき	被保険者証、喪主であることが確認できるもの（会葬御礼のはがき等）、喪主の口座番号が分かるもの、印鑑（認め印）
その他の変更	生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知、印鑑（認め印）
	退職者医療制度の対象になったとき	被保険者証、年金証書、印鑑（認め印）
	退職者医療制度の対象でなくなったとき▼市内で住所が変わったとき▼世帯主や氏名が変わったとき▼世帯が分かれたり、一緒になったとき	被保険者証、印鑑（認め印）
	修学のため別に住所を定めるとき	被保険者証、新住所の住民票、在学証明書、印鑑（認め印）
被保険者証を無くしたとき		窓口で再交付の申請が必要、印鑑（認め印）

※世帯主の自筆署名の場合、認め印は省略できます。



20年度の国民年金
保険料は1万4410円
となります

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、17年度～29年度の間、年度ごとに引き上げられることになりました。

これにより、20年度の保

ご存じですか 学生納付特例制度

学生納付特例制度は、所得がない学生が、申請により保険料の納付を猶予される制度です。申請をすれば、万が一、病気やけがで重い障害が残っても一生の保証

学生納付特例制度は、所得がない学生が、申請により保険料の納付を猶予される制度です。申請をすれば、万が一、病気やけがで重い障害が残っても一生の保証

学生納付特例制度は、所得がない学生が、申請により保険料の納付を猶予される制度です。申請をすれば、万が一、病気やけがで重い障害が残っても一生の保証

学生納付特例制度は、所得がない学生が、申請により保険料の納付を猶予される制度です。申請をすれば、万が一、病気やけがで重い障害が残っても一生の保証

学生納付特例制度は、所得がない学生が、申請により保険料の納付を猶予される制度です。申請をすれば、万が一、病気やけがで重い障害が残っても一生の保証

保険料は、310円引き上げられ、1万4410円となります。なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず翌月末の納期までに納めましょう。

学生納付特例制度の主な点は次の通りです。①本人の所得のみで審査します②障害・遺族年金を請求する場合の資格期間になります③学生納付特例を受けた期間には将来受け取る年金金額の計算に入りません

申請は、学生証（新しい年度で有効期限の入ったもの、基礎年金手帳、本人でない場合は認め印を持参の上、保険年金課（市役所1階）で行ってください。

学生納付特例制度は、所得がない学生が、申請により保険料の納付を猶予される制度です。申請をすれば、万が一、病気やけがで重い障害が残っても一生の保証

学生納付特例制度は、所得がない学生が、申請により保険料の納付を猶予される制度です。申請をすれば、万が一、病気やけがで重い障害が残っても一生の保証

学生納付特例制度は、所得がない学生が、申請により保険料の納付を猶予される制度です。申請をすれば、万が一、病気やけがで重い障害が残っても一生の保証

各種問い合わせ先
◎社会保険（健康保険、厚生年金）に関すること 武蔵野市社会保険事務所 ☎042・256・1411
◎労働基準・労災に関すること 三鷹労働基準監督署 ☎0422・48・1161
◎労働問題に関すること 三鷹労政事務所 ☎0422・47・6110

詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732へ。

詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732へ。



市長 野崎重弥

わたしの
見てある記

今月から後期高齢者医療制度がスタートします。これは、75歳以上の方が対象の新しい制度で、都道府県ごとの広域連合が運営します。都の広域連合は、当市を含めた26市と区部、町村部の62団体が加入し、市区町村と連携して運営していくこととなります。

既に、広域連合名による被保険者証を該当の方にお届けしています。ご確認の上、同封の「後期高齢者医療制度のしくみ」もお読みいただきたいと思っています。

また、保険料が年金から天引きとなる方には、市長と広域連合長の連名による保険料の仮徴収額決定通知書も4月上旬にお送りします。

新しい制度ですので、これまでとの違いなどに戸惑いや不安が生じるかもしれません。

保険料の仕組みも介護保険料に似て、各自自治体によって定められることとなります。東京都広域連合では、市区町村が合計で100億円の財源を負担して、都独自の保険料軽減措置の対応をする予定です。急激な高齢化により、老人医療費は増大し続け、国民皆保険制度の維持も危ぶまれる中で、国会議論の末に法制化された新制度です。

慌ただし日程での新制度への移行ですが、改めてご理解とご協力をお願いいたします。